

「国連子どもの権利委員会」 傍聴・ロビー活動報告

報告者

佐々木光明さん・藤原直子さん・森郁子さん

日時 2010年8月28日(土) 午後1時半から4時半

会場 四谷地域センター(11階 集会室4) 新宿区内藤町87番地

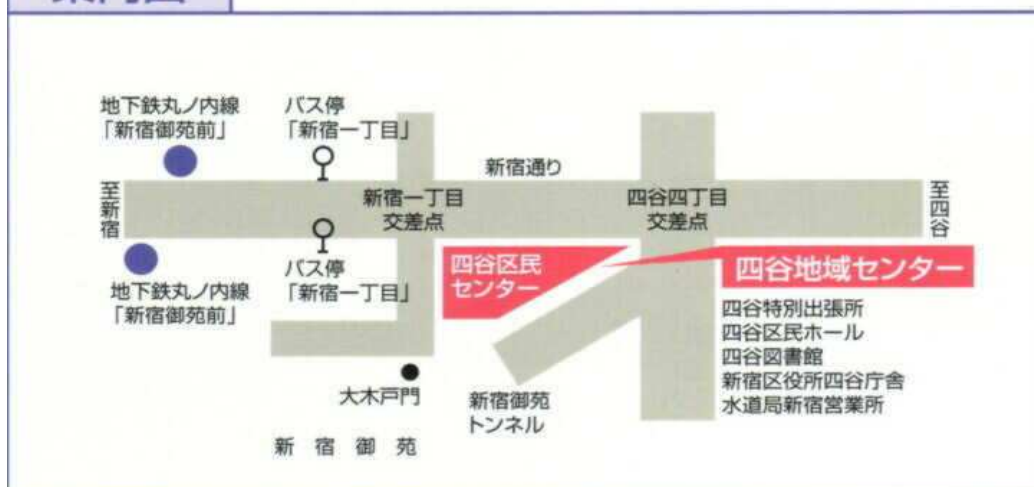
本年6月11日、国連子どもの権利委員会(CRC)は、第3回日本政府報告に対し懸念と勧告を含む所見を出しました。

子どもと法・21は、NGOレポート(少年司法分野)作成に加わり、本審査の傍聴とロビー活動にも携わりました。今回の所見はこうした活動が反映されています。

そこで、本審査傍聴とロビー活動に参加した会員3人による「報告会」を行います。

今後この所見をどのように活かすかそのフォローアップも参加者とともに考えたいと思います。ぜひご参加ください。(参加費・500円)

案内図



主催 子どもと法・21 <http://www.kodomo-hou21.net/> (問い合わせ 03-3353-0841)

所見抜粋（未編集版 日本語仮訳：子どもの権利条約NGOレポート連絡会議）

注：〔 〕内は訳者がつけたもの

少年司法の運営

83. 委員会は、2000年の少年法改正においてどちらかといえば懲罰的なアプローチが採用され、罪を犯した少年の権利および司法上の保障が制限されてきた旨の、締約国の第2回報告書（CRC/C/104/Add.2）の検討を受けて2004年2月に表明した前回の懸念（CRC/C/15/Add.231）をあらためて繰り返す。とりわけ、刑事責任年齢〔刑事手続適用年齢〕が16歳から14歳に引き下げられたことにより、教育的措置がとられる可能性が低くなり、14～16歳の多くの子どもが矯正施設への収容の対象とされている。また、重罪を犯した16歳以上の子どもは刑事裁判所に送致される可能性があり、審判前の勾留期間は4週間から8週間に延長され、かつ、非職業裁判官制度である裁判員制度は、罪を犯した子どもを専門の少年裁判所が処遇することの障害となっている。

84. 委員会はさらに、成人刑事裁判所に送致される少年の人数が顕著に増加していることを懸念するとともに、法に抵触した子どもに認められている手続的保障（弁護士にアクセスする権利を含む）が制度的に実施されていないため、とくに自白の強要および不法な捜査実務が行なわれていることを遺憾に思う。委員会はまた、少年矯正施設における被収容者への暴力が高い水準で行なわれていること、および、少年が審判前に成人と勾留される可能性があることも懸念する。

85. 委員会は、締約国に対し、少年司法における子どもの権利に関する委員会の一般的意見10号（2007年）を考慮に入れながら、少年司法制度を条約、とくに第37条、第40条および第39条、ならびに、少年司法の運営に関する国連最低基準規則（北京規則）、少年非行の防止のための国連指針（リヤド・ガイドライン）、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則（ハバナ規則）および刑事司法制度における子どもに関する行動についてのウィーン指針を含む少年司法分野のその他の国連基準と全面的に一致させる目的で、少年司法制度の運用を再検討するよう促す。とりわけ委員会は、締約国がとくに以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) 子どもが刑事司法制度と接触することにつながる社会的条件を解消するために家族およびコミュニティの役割を支援することのような防止措置をとるとともに、その後のスティグマを回避するためにあらゆる可能な措置をとること。
- (b) 刑事責任〔刑事手続の適用〕に関する最低年齢との関連で法律を見直し、従前の16歳に引き上げることを検討すること。
- (c) 刑事責任年齢に達していない子どもが刑法犯として扱われまたは矯正施設に送られないこと、および、法に抵触した子どもが常に少年司法制度において対応され、専門裁判所以外の裁判所で成人として審理されないことを確保するとともに、このような趣旨で裁判員制度を見直すことを検討すること。
- (d) 現行の法律扶助制度の拡大等により、すべての子どもが手続のあらゆる段階で法的その他の援助を提供されることを確保すること。
- (e) 可能な場合には常に、保護観察、調停、地域奉仕命令または自由剥奪刑の執行停止のような、自由の剥奪に代わる措置を実施すること。
- (f) （審判前および審判後の）自由の剥奪が最後の手段として、かつ可能なかぎり短い期間で適用されること、および、自由の剥奪がその中止の観点から定期的に再審査されることを確保すること。
- (g) 自由を奪われた子どもが、審判前勾留の時期も含め、成人とともに収容されず、かつ教育にアクセスできることを確保すること。
- (i) 〔(h)〕少年司法制度に関わるすべての専門家が関連の国際基準に関する研修を受けることを確保すること。